

# 令和5年度予算編成に関する提言・要望事項

会派名 \_\_\_\_\_ 市民クラブ \_\_\_\_\_

	提言・要望事項
市政全般	<p>◎戦略的財政運営（P D C Aを廻し、入るを量りて出ざるを為す）による住みよいまちづくり</p> <p>◎ウィズ&amp;アフター・コロナ対応「クラスター未然防止とワクチン接種による集団免疫の確立」</p> <p>◎SDGs精神に基づいた各種事業の推進</p> <p>◎2050年脱炭素社会及び、2013年比2030年46%減に向けた具体的事業促進</p> <p>◎EBPM「エビデンス・ベースド・ポリシー・メーカー（根拠・裏付け）に基づく政策立案」</p> <p>◎第2次袋井市行政改革後期実施計画に基づいた各種事業の行改の推進</p> <p>◎デジタル社会を見据えたICTの推進「マイナンバーカード普及、AI、RPA導入、デジタルデバイトの解消」他</p> <p>◎税外負担の見直し「教育振興費など」他</p>
政 策 別	<p>政策1 子供がすこやかに育つまちを目指します（子育て・教育分野）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所潜在的待機児童及び放課後児童クラブ待機児童0の実現（認定こども園の定員増等）</li> <li>・袋井北小マンモス校対策「学区変更などの検討」</li> <li>・あそびの杜整備事業推進による浅羽支所周辺のにぎわい創出、市内地域資源の魅力発信</li> </ul>
	<p>政策2 健康長寿で暮らしを楽しむまちを目指します（健康・医療・福祉・スポーツ分野）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿しあわせ計画の確かな実践（老人福祉施設「白雲荘」の円滑な運営とシニアの育成、地域における介護予防活動（通いの場づくり）と日常生活支援事業（移動支援など）の支援）</li> <li>・PFI事業導入後の市スポーツ推進計画の再構築（新体育館1億円/年、費用対効果の検証）</li> <li>・がん撲滅に向けた取組推進（がん対策推進条例の導入の検討）</li> </ul>
	<p>政策3 快適で魅力あるまちを目指します（都市・環境分野）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR袋井駅南まちづくりの早期推進（土地区画整理事業、新幹線南側土地利用構想策定など）</li> <li>・公共施設マネジメント（インフラ・公共施設計画）に基づいた事業の推進</li> <li>・「5330ごみさんまる運動」の推進（プラ・雑紙・草木の分別収集の徹底、粗大ごみリユースの促進）</li> </ul>
	<p>政策4 活みなぎる産業のまちを目指します（産業・就労分野）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業誘致の推進（小笠山工業団地・土橋地区開発・第一三共跡地の早期活用）</li> <li>・下山梨地区の圃場整備による農業振興と、都市マスの「都市活力創出地」開発との整合</li> <li>・3DWO構想の反省に基づいた生涯現役促進地域連携事業及びシルバー人材センター事業推進</li> </ul>
	<p>政策5 安全・安心に暮らせるまちを目指します（防災・交通安全・防犯分野）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な治水対策の早期推進（村松・高南・諸井、川井、新池ほか）、特に松橋川・蟹田川・弁財天川の改修</li> <li>・防潮堤整備促進と浅羽海岸のにぎわい創出事業・サンドバイパス事業の推進</li> <li>・防災に強いまちづくり（電柱、電線の地中化、水道管の耐震化の早期実施）</li> </ul>
	<p>政策6 市民がいきいきと活躍するまちを目指します（協働・地域・歴史・文化・国際交流・共生分野）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティーセンター移行後の対応（全市コミセン管理の一元化「組織・会計等」）</li> <li>・浅羽支所を中心とした歴史文化「資料館・記念館・図書館・文化館」ゾーンの計画策定</li> <li>・文化財保存活用地域計画の推進体制整備と、地域づくり・人育てへの活用推進</li> <li>・シティプロモーション（ふるさと納税確保・コロナ後のエコパの活用「BTS11万人の観客」）</li> <li>・地元要望対応の予算措置と道路・排水路事業推進、＜自治会提案は民力のバロメーター＞</li> </ul>
	<p>R1年1819件、「うち建設課1370件」、R2年1900件、「うち建設課1389件」、R3年1910件、「うち建設課1460件」</p>

※10月3日(月)までに議会事務局へ提出してください。